

四 發 行 方 法	三 用 振 替 法 の 適	二 一 の 法 律 項 及 び そ の 法 發 行 及 び 根 拠 記	行 平 省 令 財 務 省 告 示 第 五 十 号
-----------------------	---------------------------------	--	---

のし定あ争争う札価振の以律社条第一項三の二十財十利
 決、めつ入入。[。]へ格替適下へ債
 定価らて札札に以を機用一平、
 を格れられ、と發によ下競闘を振
 受競た価同行る争は受け替
 け争利時一發価に日受け法
 た入率競にと行格付本る法
 各札争行い(以争て行のと
 申に入わうに争て行のと
 込おそれれ)。下入行とと
 みいのにる、「札わする」とし
 のて利お入価価「れ」の
 応募率い札格格とる。そ規
 募入とてで競競い入の定法。

四平並年特十四政回付
 十成び法例三号法
 六十ニ律ニ年一[。]～
 条九特第関度第昭
 第年別百すに四和
 一法会六るお条二
 項律計号法け第十
 及第ニ[。]律る一二
 び二関第一公項年
 第十す二平債及法
 四三る条成のび律
 十号法第二発平第
 七[。]律一十行成三
 二月九日告示に發
 おり告日示す
 財務大臣安住淳
 に第十一項[。]の昭
 和五十七年基づ
 大藏省令第十五
 条第三十号[。]に
 関する

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一よ格に
い・行募各るの行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

二 ハ 口

入 價	入 價
札 格	行 札 格
發 競	發 競
行 争	額 行 争

國 行 争 非 者 特 国	札 非
債 入 價 ・ 別 債	發 競
市 札 格 第 參 市	行 争
場 發 競 I 加 場	入

特 百国条特九国条特十面行律十面行十円で利第發平八つ定う額
 別 七債の別億債の別万金し第五金し六、一付一行成十いにち面
 会 十に規会三に規会円額た四万額た条特兆国項の二七て基、金
 計 六つ定計千つ定計 で利十円で利第別五債の特十億はづ財額
 に 億いにに百いにに 三付七、七付一會千に規例三四、き政で
 円 にて基関万て基関 百国条特百国項計二つ定に年千額發法二
 す 、づす円、づす 十債の別四債のに億いに関度七面行第兆
 る 額きる 額きる 六に規会十に規關八て基すに百金し四五
 法 面發法 面發法 億つ定計七つ定す千はづるお五額た条
 律 金行律 金行律 九いにに億いにる七、き法け十で利第
 第 額し第 額し第 千て基關六て基法百額發律る五三付一
 四 でた四 でた四 九はづす千はづ律七面行第公万千國項
 六 千利十 五利十 百、きる五、き第十金し二債円九債の
 八付七 十付七 六額發法百額發四万額た条の、百に規

十 ロ イ 一 発	九 八	二	ハ ロ イ 払	七		
非入価發 競札格行行 争發競価 入行争格日	振額最 替額 單面 位金	低行争非者特國行争非者特國札非入価込 入価・別債入価・別債發競札格入価 札格第參市札格第參市行争發競金 發競II加場發競I加場入行争額發競II加				
額以額 面上面 金の金 額そ額 百れ百 円ぞ円 にれに つにつ き応き 百募百 円価円 三格三 十十 一錢	平す額の振 成るの記替 。整載法 數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 千 円 百 八 十 五 億 千 五百 二百 二十 五	万三 円千 二 百八 十 一 億 八 千 百 五 百 二 十 六	円千百五 八円十 百九 八 四 千九 百八 九百 三百 十八 億 七百 五百 十八 萬 六 万	二 兆 百 十八 四 千九 七百 五百 十八 萬 六 千	でた条 三利第 千付一 二国項 百債の 七に規 十つ定 五いに 億て基 円、づ 額き 面發 金行 額し

の経利入価・別債行争非者特国札
払過札格第参市及入価・別債発
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場、

(一) 年 錢

む十式は一
も号に、募・
のによ払入○
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{28}{365}$$

(二)

出に住時額金にの口るに
しは者にへ額よに座も係發
た、又おたにりつにのる行
金前はいだ百算い記と所時
額記外てし分出て載し得に
に(一)國取、のしは又て税お
当の法得当二た、は振がい
該算人す該十金前記替源て
非式でる國を額記録口泉、
居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
住よるがをじらのれ簿収の
者り場非發た當算る中さ利
又算合居行金該式ものれ子

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償
込札場利還還
期参所金金期
日加支額限子以

平 財 日額平るい日毎
成 務 本面成利てを年
二 大 銀金三子、支六
十 臣 行額十をそ払月
四 か 百三支の期二
年 ら 円年払日と十
一 通 に十う以し日
月 知 つ二。前、及
十 を き月 六各び
七 受 百二 月支十
日 け 円十 間払二
た 者 日 に期月
者 属に二
すお十

額面金額× $\frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$

十
四

初
期
利
子

規下は期た期平
定、が金と成控得は
す次そ銀額し二除税外
る号の行を、十すの国
期及翌休支次四る税法
日び営業払の年こ率人
に第業う算六とが
つ十日。式月が乗適
い六にたに二でじ用
て号支當だよ十きたを
同に払たしり日る金受
じ。おうる、算を。額け
いへと支出支。る
て以き払し払を所